

四半期報告書

(第10期第3四半期)

クルーズ株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	3
1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	14
1 【四半期財務諸表】	15
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月7日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 クルーズ株式会社

【英訳名】 CR00Z, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小渕 宏二

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03-5786-7080

【事務連絡者氏名】 経営管理担当 執行役員 櫻井 英哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03-5786-7080

【事務連絡者氏名】 経営管理担当 執行役員 櫻井 英哉

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第9期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 累計期間	第9期 第3四半期 会計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第9期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (千円)	2,746,144	3,791,385	950,023	1,480,396	3,651,217
経常利益 (千円)	435,405	876,676	176,774	406,285	443,193
四半期(当期)純利益又は 四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△2,717	507,222	102,139	238,560	△29,624
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	320,022	320,372	320,372
発行済株式総数 (株)	—	—	33,937	54,858	27,429
純資産額 (千円)	—	—	853,678	1,273,709	827,470
総資産額 (千円)	—	—	1,690,551	2,277,102	1,546,096
1株当たり純資産額 (円)	—	—	31,065.49	23,164.79	30,087.39
1株当たり四半期(当 期)純利益金額又は四半 期(当期)純損失金額 (△) (円)	△99.16	9,246.10	3,726.51	4,348.69	△1,080.78
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	—	8,096.71	3,591.29	3,794.98	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	2,250.00
自己資本比率 (%)	—	—	50.4	55.8	53.4
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	474,956	734,778	—	—	521,855
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△147,367	△87,040	—	—	△121,811
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△541,884	△232,710	—	—	△650,402
現金及び現金同等物の四 半期末(期末)残高 (千円)	—	—	693,990	1,072,954	657,927
従業員数 (名)	—	—	75	77	72

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 第9期第3四半期累計期間及び第9期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4 平成22年10月1日付で株式1株を2株に分割しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	77	(9)
---------	----	-----

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
ソリューション事業	52,217	—
合計	52,217	—

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第3四半期会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイルコマース事業	98,848	—
合計	98,848	—

(注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ソリューション事業	114,867	—	100,888	—
合計	114,867	—	100,888	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイルコンテンツ事業	1,130,756	—
モバイルコマース事業	220,272	—
ソリューション事業	129,366	—
合計	1,480,396	—

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)ディー・エヌ・エー	163	0.0	551,691	37.3
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	434,696	45.8	415,025	28.0
KDDI(株)	159,068	16.7	123,544	8.3
(株)三洋販売	101,326	10.7	129,366	8.7

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期のインターネットビジネス市場は、モバイルインターネット領域が成長を加速し拡大を続けています。当社が注力事業と位置づけているソーシャルゲームは、急速に市場を拡大し、その市場規模は、平成21年度の447億円から3年以内に1,500億円を超えると予測しています(※1)。また、当社が中期的な成長ドライバーと位置づけている、インターネット通販市場は、モバイル通販の利用拡大が牽引し、平成21年度の6.4兆円から平成25年には10兆円を突破すると予測されています(※2)。今期以降、スマートフォンの本格的な普及が進む中、モバイルインターネットの利用がさらに拡大すると見られ、モバイルインターネットビジネスの存在感は今後のインターネットビジネス市場においてますます高まるものと考えています。

そのような状況の中、当社におきましては、当第1四半期よりモバゲータウンにて参入したソーシャルゲームが引き続き好調に推移しました。これまでに「熱血硬派くにおバトル」、「レースバトルだ！くにおくん」、「熱血バイクGP」、「くにおサッカー」のくにおシリーズ4タイトルをモバゲータウンに提供し、平成22年12月末時点の会員数は、あわせて344万人を突破し引き続きモバゲータウンを代表するコンテンツの地位を確立しています。これは、当社の重要施策である、選択と集中戦略と焦点絞込戦略を推進し利益率の高いソーシャルゲームに注力した成果です。また、当社ではユーザーの動向分析や効果検証といったPDCAサイクルを、人に依存せずに素早く行える仕組みと、独自のフレームワークを保有し、大量のトラフィックに柔軟に対応できるネットワークインフラを自前で運用しています。さらに、「熱血硬派くにおくん」の様にコンテンツ自体に引きがあり、ソーシャルゲームの醍醐味であるコミュニケーション要素の強い著作権を持つことで他社と差別化を行っています。これらの強みを生かしつつ一層磨きをかけることでソーシャルゲームの持続的な成長を図っています。今後は、モバゲータウンの運営会社DeNA社が展開するX-borderへの参画を皮切りに、スマートフォン展開を含め世界に進出し、ソーシャルゲームの成長をより一層加速させてまいります。

このような事業活動の結果、当第3四半期会計期間における売上高は1,480,396千円（前年同四半期比55.8%増）、営業利益は406,964千円（前年同四半期比123.3%増）、経常利益は406,285千円（前年同四半期比129.8%増）、四半期純利益は238,560千円（前年同四半期比133.6%増）となり、第2四半期に続き過去最高益を更新しました。

出所：(※1)MCFおよび当社推計 (※2)野村総合研究所

セグメントごとの業績の状況を示すと次のとおりであります。

①モバイルコンテンツ事業

売上高は1,130,756千円、セグメント利益は319,607千円となりました。

②モバイルコマース事業

売上高は220,272千円、セグメント利益は20,363千円となりました。

③ソリューション事業

売上高は129,366千円、セグメント利益は66,993千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は2,277,102千円（前事業年度比47.3%増）となりました。主な要因としましては、収益拡大に伴う現預金の増加415,027千円、売掛金の増加273,595千円などによるものです。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は1,003,393千円（前事業年度比39.6%増）となりました。主な要因としましては、事業拡大に伴う買掛金の増加157,675千円、課税所得の増加に伴う未払法人税の増加332,517千円、および借入金の返済171,200千円によるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は1,273,709千円（前事業年度比53.9%増）となりました。主な要因としましては、利益剰余金の増加445,507千円によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、1,072,954千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは433,007千円の増加となりました。主な要因としましては、税引前四半期純利益が406,285千円となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは38,044千円の減少となりました。主な要因としましては、サーバー等有形固定資産の取得による支出34,887千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは526千円の減少となりました。主な要因としましては、株式分割に伴う株式の発行による支出526千円によるものです。

(注)当社は、連結子会社であった株式会社アドエージェンシーを前第3四半期会計期間において合併したことに伴い、前第3四半期会計期間及び前第3四半期累計期間から初めて四半期財務諸表を作成しているため、(3)キャッシュ・フローの状況の分析において、前年同四半期会計期間との比較を記載しておりません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第3四半期会計期間において、経営者の問題認識と今後の方向性についての重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	219,432
計	219,432

(注) 平成22年9月14日開催の取締役会決議により、平成22年10月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は83,684株増加し、219,432株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54,858	54,858	大阪証券取引所 JASDAQ市場 (スタンダード)	当社は単元株制度は 採用しておりませ ん。
計	54,858	54,858	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 平成22年9月14日開催の取締役会決議により、平成22年10月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより株式数は、27,429株増加し、発行済株式総数は54,858株となっております。
3. 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権

平成17年8月30日 臨時株主総会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	95 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	950 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,500 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月31日 至 平成27年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,500 資本組入額 8,750 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。

- 2 当社が株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分する際には、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その他権利行使により発行される株式の発行価格が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価格は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。
- ③ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成18年2月10日開催の取締役会により、平成18年2月27日をもって普通株式1株を5株に分割したこと及び平成22年9月14日開催の取締役会により、平成22年10月1日をもって普通株式1株を2株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

② 第3回新株予約権

平成18年3月13日 臨時株主総会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	92,500 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成20年3月14日 至 平成28年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 92,500 資本組入額 46,250 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。

- 2 当社が株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分するときには、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その他権利行使により発行される株式の発行価格が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価格は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。
- ③ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成22年9月14日開催の取締役会により、平成22年10月1日をもって普通株式1株を2株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

③ 第5回新株予約権

平成21年7月14日 取締役会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,750 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月31日 至 平成31年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,750 資本組入額 10,875 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または償却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数を調整することができる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算定式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分するときには、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算定式において「既存発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読みかえるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、その地位を有していない場合においても、事前に取締役会において権利行使の継続が別途承認された場合はこの限りでない。
 - ② 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30% (但し、上記(注)1に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。) を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価格の70% (但し、上記(注)1に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。) の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重大な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成22年9月14日開催の取締役会により、平成22年10月1日をもって普通株式1株を2株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

④ 第6回新株予約権

平成22年4月13日 取締役会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	360 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	720 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,800 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成22年5月1日 至 平成32年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,800 資本組入額 39,400 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または償却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数を調整することができる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算定式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分するときには、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算定式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読みかえるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた取締役または従業員は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、その地位を有していない場合においても、事前に取り締役会において権利行使の継続が別途承認された場合はこの限りでない。また、新株予約権の割当を受けた従業員と同等の業務従事者は、権利行使時においても、引き続き、当社の業務を継続して受託している事を要す。
 - ② 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30%(但し、上記(注)1に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価格の75%(但し、上記(注)1に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重大な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 - ③ 本新株予約権は、平成23年2月1日から平成24年1月31日までは、割当てられた新株予約権個数のうち、2分の1について行使できるものとし、平成24年2月1日から平成32年4月30日までは、割当てられた新株予約権の総数を行使できるものとする。
 - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成22年9月14日開催の取締役会により、平成22年10月1日をもって普通株式1株を2株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日	27,429	54,858	—	320,372	—	310,372

(注) 平成22年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成22年10月21日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成22年10月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	2,715	4.95

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 27,429	27,429	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	27,429	—	—
総株主の議決権	—	27,429	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	228,000	285,500	387,500	320,000	301,000	305,500 ※149,600	173,900	158,000	177,300
最低(円)	140,300	178,000	218,400	237,500	194,000	208,100 ※133,300	131,400	121,400	142,500

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. ※印は、株式分割(平成22年10月1日、1株→2株)による権利落後の株価であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,072,954	657,927
売掛金	872,343	598,748
その他	65,790	26,885
貸倒引当金	△4,435	△5,921
流動資産合計	2,006,653	1,277,640
固定資産		
有形固定資産	※ 73,738	※ 31,336
無形固定資産	49,547	72,216
投資その他の資産	147,162	164,904
固定資産合計	270,448	268,456
資産合計	2,277,102	1,546,096
負債の部		
流動負債		
買掛金	322,746	165,071
1年内返済予定の長期借入金	—	57,600
未払金	278,766	311,310
未払法人税等	345,422	12,904
その他	56,457	58,140
流動負債合計	1,003,393	605,025
固定負債		
長期借入金	—	113,600
固定負債合計	—	113,600
負債合計	1,003,393	718,625
純資産の部		
株主資本		
資本金	320,372	320,372
資本剰余金	310,372	310,372
利益剰余金	640,029	194,521
株主資本合計	1,270,774	825,266
新株予約権	2,934	2,204
純資産合計	1,273,709	827,470
負債純資産合計	2,277,102	1,546,096

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,746,144	3,791,385
売上原価	1,055,715	1,487,399
売上総利益	1,690,428	2,303,985
販売費及び一般管理費	※ 1,272,200	※ 1,425,494
営業利益	418,227	878,491
営業外収益		
受取利息	420	154
保険解約返戻金	24,748	—
その他	3,273	819
営業外収益合計	28,443	974
営業外費用		
支払利息	7,015	1,417
リース解約損	4,248	687
その他	1	683
営業外費用合計	11,265	2,788
経常利益	435,405	876,676
特別利益		
関係会社株式売却益	13,879	—
抱合せ株式消滅差益	17,814	—
特別利益合計	31,693	—
特別損失		
固定資産除却損	325,950	—
減損損失	133,734	3,210
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,086
その他	18,710	—
特別損失合計	478,394	5,297
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△11,296	871,379
法人税、住民税及び事業税	46,175	365,361
法人税等調整額	△54,753	△1,204
法人税等合計	△8,578	364,157
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2,717	507,222

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	950,023	1,480,396
売上原価	363,903	613,272
売上総利益	586,120	867,123
販売費及び一般管理費	* 403,902	* 460,158
営業利益	182,218	406,964
営業外収益		
受取利息	93	0
その他	51	0
営業外収益合計	144	0
営業外費用		
支払利息	2,148	—
株式交付費	—	526
リース解約損	3,438	—
その他	—	154
営業外費用合計	5,587	680
経常利益	176,774	406,285
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	17,814	—
特別利益合計	17,814	—
特別損失		
固定資産除却損	6,030	—
減損損失	25,998	—
特別損失合計	32,028	—
税引前四半期純利益	162,560	406,285
法人税、住民税及び事業税	45,714	178,636
法人税等調整額	14,705	△10,911
法人税等合計	60,420	167,724
四半期純利益	102,139	238,560

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	△11,296	871,379
減価償却費	113,376	46,852
減損損失	133,734	3,210
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△161	△1,485
支払利息	7,015	1,417
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	△17,814	—
関係会社株式売却損益 (△は益)	△13,879	—
固定資産除却損	325,950	—
受取利息	△420	△154
株式交付費	—	526
リース解約損	4,248	687
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,086
売上債権の増減額 (△は増加)	△72,145	△273,595
仕入債務の増減額 (△は減少)	△39,558	157,675
未払金の増減額 (△は減少)	29,440	△25,217
その他の資産の増減額 (△は増加)	29,871	△12,376
その他の負債の増減額 (△は減少)	18,267	6,057
その他	18,710	—
小計	525,339	777,062
利息の支払額	△6,254	△1,167
利息の受取額	389	154
法人税等の支払額	△41,498	△34,940
その他の支出	△3,019	△6,330
営業活動によるキャッシュ・フロー	474,956	734,778
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△20,377	△75,771
投資有価証券の取得による支出	—	△2,100
無形固定資産の取得による支出	△170,905	△1,351
関係会社株式の売却による収入	63,879	—
保険積立金の積立による支出	—	△5,618
敷金の差入による支出	△79,212	△2,200
敷金の回収による収入	59,248	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△147,367	△87,040
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△510,000	—
長期借入金の返済による支出	△9,600	△171,200
株式の発行による収入	174	—
配当金の支払額	△24,663	△61,715
株式の発行による支出	—	△526
新株予約権の発行による収入	2,204	730
財務活動によるキャッシュ・フロー	△541,884	△232,710
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△214,295	415,027
現金及び現金同等物の期首残高	859,132	657,927
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	49,152	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 693,990	* 1,072,954

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期累計期間の営業利益及び経常利益は、それぞれ2,347千円減少し、税引前四半期純利益は、4,433千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による敷金の変動額は4,433千円であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 29,940千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 8,510千円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 729,783千円 貸倒引当金繰入額 △161千円	※ 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 891,214千円 貸倒引当金繰入額 4,435千円 回収代行手数料 307,775千円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 256,613千円 貸倒引当金繰入額 △787千円	※ 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 258,047千円 貸倒引当金繰入額 △279千円 回収代行手数料 125,840千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高と当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年12月31日現在) 現金及び預金勘定 693,990千円 小計 693,990千円 現金及び現金同等物 693,990千円	※ 現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高と当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年12月31日現在) 現金及び預金勘定 1,072,954千円 小計 1,072,954千円 現金及び現金同等物 1,072,954千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 会計期間末(株)
普通株式	54,858

2 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3 新株予約権等の四半期会計期間末残高

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 会計期間末残高(千円)
第5回新株予約権	—	—	2,204
第6回新株予約権	—	—	730
合計		—	2,934

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月11日 取締役会	普通株式	61,715	2,250	平成22年3月31日	平成22年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、経営陣が経営資源の配分、投資計画の決定及び経営成績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社では、「モバイルコンテンツ事業」、「モバイルコマース事業」及び「ソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「モバイルコンテンツ事業」は、モバイルのソーシャルゲームや公式課金コンテンツサービスを提供しております。「モバイルコマース事業」は、モバイルを利用した通販サービスを提供しております。「ソリューション事業」は、モバイルゲームの開発、運用サービスを提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

当第3四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	モバイルコンテンツ事業	モバイルコマース事業	ソリューション事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,906,004	536,325	349,055	3,791,385
計	2,906,004	536,325	349,055	3,791,385
セグメント利益	642,211	49,486	186,793	878,491

（注）セグメント利益の合計額は四半期損益計算書（第3四半期累計期間）の営業利益と一致しております。

当第3四半期会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	モバイルコンテンツ事業	モバイルコマース事業	ソリューション事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,130,756	220,272	129,366	1,480,396
計	1,130,756	220,272	129,366	1,480,396
セグメント利益	319,607	20,363	66,993	406,964

（注）セグメント利益の合計額は四半期損益計算書（第3四半期会計期間）の営業利益と一致しております。

（1株当たり情報）

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 （平成22年12月31日）	前事業年度末 （平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 23,164.79円	1株当たり純資産額 30,087.39円

（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間末 （平成22年12月31日）	前事業年度末 （平成22年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	1,273,709	827,470
普通株式に係る純資産額（千円）	1,270,774	825,266
差額の主な内訳（千円）		
新株予約権	2,934	2,204
普通株式の発行済株式数（株）	54,858	27,429
普通株式の自己株式数（株）	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	54,858	27,429

2. 当社は、平成22年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額は15,043.69円であります。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 99.16円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 9,246.10円 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 8,096.71円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△2,717	507,222
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△2,717	507,222
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	27,408	54,858
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	7,787
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権 第2回ストック・オプション (新株予約権0個) 第5回新株予約権 (新株予約権4,000個)	—

2. 当社は、平成22年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の開始の日当該株式分割が行われたと仮定した場合における前第3四半期累計期間に係る1株当たり四半期純損失金額は49.58円であります。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 3,726.51円 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 3,591.29円	1株当たり四半期純利益金額 4,348.69円 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 3,794.98円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	102,139	238,560
普通株式に係る四半期純利益(千円)	102,139	238,560
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	27,409	54,858
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,032	8,004
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

2. 当社は、平成22年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の開始の日当該株式分割が行われたと仮定した場合における前第3四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は1,863.26円及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は1,795.65円であります。

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
当社は、平成23年2月2日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、下記のとおりであります。	
1. 平成23年3月1日付をもって平成23年2月28日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割する。	
2. 分割により増加する株式数 普通株式54,858株	
当該株式分割及び当第3四半期会計期間中の株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。	
1株当たり純資産額	
当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
11,582.40円	7,521.85円
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等 第3四半期累計期間	
前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 24.79円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 4,623.05円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4,048.36円
第3四半期会計期間	
前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 931.63円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 897.82円	1株当たり四半期純利益金額 2,174.35円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,897.49円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

クルーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクルーズ株式会社（旧社名：株式会社ウェブドゥージャパン）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クルーズ株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月2日

クルーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクルーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クルーズ株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年2月2日開催の取締役会において株式分割を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月7日

【会社名】 クルーズ株式会社

【英訳名】 CROOZ, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小淵 宏二

【最高財務責任者の役職氏名】 経営管理担当 執行役員 櫻井 英哉

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長小淵宏二及び当社最高財務責任者櫻井英哉は、当社の第10期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。